

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 5 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」(平成 14 年 9 月 11 日公表)

2. コメント募集期間

- 平成 14 年 9 月 11 日～平成 14 年 9 月 27 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 6 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成 14 年 10 月 9 日公表)

4. コメント提出者一覧

[ 団体等 ]

	団体名
CL1	全国銀行協会
CL2	株式会社 東京三菱銀行
CL3	社団法人 日本経済団体連合会
CL4	日本公認会計士協会
CL5	株式会社 三井住友銀行

[ 個人 ( 敬称略 ) ]

	名前・所属等 ( 記載のあるもののみ )	
CL6	明石 一秀	弁護士
CL7	小林 憲司	新日本 E&Y
CL8	佐藤 真良	公認会計士
CL9	高木 知明	高木証券
CL10	福田 康人	三菱商事
CL11	山本 嶋子	朝日監査法人
CL12	渡邊 隆司	公認会計士

### 5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
対象とする DES	<b>論点：対象とする DES について</b> <b>コメント：</b> DES 実行時を対象としているが、取得後の株式の評価等については別途検討する予定である旨を本文中に明記すべきである。	一体として公表される「公表にあたって」にて記載しているため、本文中には記載しなかった。
	債務者側の会計処理に関する実務上の取扱いも明らかにしておくべきである。 公開草案は、債権者側の会計処理に限定しているが、債務者側の会計処理については「評価額説」と「券面額説」とがあり、いずれの方法も実務として採用されているようである。これらの債権者側の会計処理への影響の有無を明確にしておく必要がある。	債務者側の会計処理にかかわらず、債権者側の会計処理が行われることを明記した。
	本実務対応報告の前提となっている「財務的に困難な債務者」の定義を明確にすべきである。	「債権者の合意を得た再建計画等の一環として行われる場合が多い」とした。
	本実務対応報告の適用範囲については、以下のような考え方がか。 ・再建支援の一環としてなされる DES については、単なる債権放	株式の取得価額（時価）を算定する際に、結果として反映されると考えた。

	<p>棄の代用として、企業価値の裏付けがない株式が発行される場合があり得るという問題があるが、一方で、創業赤字が出ているが将来性のある企業などに対する DES は健全な投資であり、取得原価主義の適用が可能と思われる。</p>	
	<p>「金銭出資と債権回収が一体と考えられる場合」の取扱いについて、「現物出資による方法と経済的実質が同様の効果を生じる方法による場合には DES としての会計処理を行う」という旨の表現に改めるか、あるいは、「一体性」を判断するポイントとなる払込と回収における「間の期間」や「直前直後」といった点の具体的な目処を明示して欲しい。また、「一体でないことが明らかに示されない限り該当する」とあるが、この場合に示すべきものについても具体的に明示して欲しい。</p>	<p>実質的な取引内容に応じて、個別ケース毎に判断されるべきであり、具体的な基準は形式論に陥る可能性があるため、明示しなかった。</p>
取得した株式の取扱い	<p><b>論点：債権者側の取得した株式の取扱いについて</b></p> <p><b>コメント</b></p> <p>「債権と債務が同一の債務者に帰属し当該債権は混同により消滅するため、」とあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権は株式への転化により消滅に認識がなされるのであり、混同により消滅しなくとも債権の消滅の認識はなされることになるのではないか。</li> <li>・債権が消滅するのは、それが他の資産と交換されたから、という考え方によるものではないか。</li> </ul>	<p>交換の考え方は、基準・実務指針で直接示されていないため、「当該債権は混同により消滅するため、支配が他に移転したかどうかを検討するまでもなく金融資産の消滅の認識要件を満たすものと考えられる。」とした。</p>
	<p>実務指針第 36 項における「残存部分」ないし「新たな資産」とは、消滅を認識する金融資産（債権）の構成要素の一部なので、もともとの債権の構成要素でない株式がここにいう「新たな資産」で</p>	<p>金融商品会計基準の「考え方」を引用することとした。</p>

	あるとの表記は適切ではないとも考えられる。この場合、それを前提とする同第 38 項の引用部分も適当ではないと考えられる。	
	「債権者が取得する株式の取得時の時価が対価としての受取額（譲渡金額）となり」の記載の部分は、実務指針第 29 項を受けているため、その直後に参照表示を挿入すべきと考える。	第 29 項及び第 37 項を参照項とした。
	帳簿価額の算定に際して消滅債権より控除する貸倒引当金の考え方について、 ・「一般に個別性の強いものを想定しており、破綻懸念先等に対する個別引当金に限られるものではない。」というような具体的な記述を加えるべきである。	趣旨を踏まえ、当該部分に追加的な記載を行うこととした。
	債権の一部について DES を行う場合、当該債権全体の貸倒引当金は、消滅債権と残存債権にどのように配分するのか。	原則的な考え方を記載することとした。
取得した株式の時価について	実務指針第 63 項では、取得後の時価については、「市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）としない」とされている。これに対して公開草案においては、取得した株式に市場価格がない場合には、「合理的に算定された価額」を算定して時価を決定することとなっているため、その前提を明らかにするとともに、具体的な設例を示すべきである。また、「合理的に算定された価額」の算定についての参照項とされている実務指針第 54 項は、株式以外の金融資産について、決算時の評価を前提とした市場価格がない場合の時価の算定方法を示しているものであり、参照項としては適当でないため削除すべきである。	実務指針第 29 項において、金融資産又は金融負債の当初認識は、当該金融資産又は金融負債の時価により測定するとされている。このように、時価は、期末評価のみならず、当初認識においても用いられ、また、会計基準第一 二に対応する実務指針は第 49 項 - 第 55 項と考えられる。したがって、本実務対応報告においては、期末の評価及び会計処理について言及されている実務指針第 63 項の規定にかかわらず、第 54 項によって取得した株式の「合理的に算定された価額」を算定するものとした。

DESにおける株式取得のように、クレジット・リスクを加味した株式の時価の算定は実務上まだ十分に成熟しているとは言い難く、時価の算定の強要や、算定が困難な場合に時価をゼロとする考え方は実務上無理がある。また、債権の一部についてDESが行われる場合、残存債権については一定の貸倒引当金が計上されるが、それよりも劣後する取得株式についてはクレジット・リスクに応じた評価性引当等の計上がされない可能性があり、過大な評価がなされる危険がある。

「債権者が取得する債務者が発行した株式の時価は、(DES)実施直前の債権の評価額を上回らないことが多いと想定される。」との記載があるが、

- ・企業再生・再建策等による期待収益などを加味した場合、株式の時価が実施直前の債権の評価額を上回ることもあり得るのではないか。

- ・理論的にはともかく、現実的にはあり得ないと考えられるため、実務を混乱させないためにも、当該部分を以下の通り修正すべき。

「債権者が取得する債務者が発行した株式の時価は、一般的に、発行直前の債権の評価額を上回ることはないと想定される。」

DES実行により、債権者が利益を認識するような会計処理は原則として禁止されるべきである。また、「合理的に算定された価額」の算定の基となる、債務者の財政状態の基準時点や残存債権の評価についての基本的な考え方について検討すべきである。

公開草案の趣旨は、取得した株式が新たな資産であれば時価で評価されるが、目安として、「実施直前の債権の評価額を上回らないことが多いと想定される。」としている。実務上、このような理解が適切に行われるよう修正した。

	<p>実務への適用に際して配慮すべ設例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「将来キャッシュフローの現在割引価値」を示す。</li> <li>・市場価格のない株式に係る減損処理において、その認識及び測定の基準として適用される「実質価額」を示す。</li> <li>・ゼロ評価を行う場合や債権切捨てと実質的に同様の効果となる場合の事例を示す。</li> <li>・「債務者が財務的に困難な場合」と「債権切捨てと実質的に同様の効果となる場合」との関係について示す。</li> </ul>	<p>「将来キャッシュフローの現在割引価値」や「実質価額」(特にのれんの評価を含む)の算定は、実務指針第54項で示されており、また、ゼロ評価は留意事項であり、「債権切捨てと実質的に同様の効果となる場合」は「債務者が財務的に困難な場合」のうちの一形態であるため、これらに関し、修文は不要と考えた。</p>
適用時期	<p><b>論点：適用時期について</b></p> <p><b>コメント</b></p> <p>本中間期末への早期適用が推奨されているが、期末評価方法の取扱いを明確にするのがその前提条件となるのではないか。</p>	<p>DES 実行後、時間を経っていないことから、現状の市場価格による時価評価、及び減損処理で弊害は少ないと考えた。</p>